

令和3年4月14日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営宮ヶ谷内池地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和3年4月14日から

令和3年5月18日まで

3 縦覧の場所

氷見市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があつたこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第201号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営黒河新地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月14日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営黒河新地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和3年4月14日から

令和3年5月18日まで

3 縦覧の場所

射水市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第202号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営中村大池・栗屋池地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月14日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営中村大池・栗屋池地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和3年4月14日から

令和3年5月18日まで

3 縦覧の場所

氷見市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があつたこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第203号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営下田子・上泉地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月14日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営下田子・上泉地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

令和3年4月14日から

令和3年5月18日まで

3 縦覧の場所

氷見市役所

教示

- 1 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第204号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営野口地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月14日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営野口地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

令和3年4月14日から

令和3年5月18日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第3項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3の規定により、富山県公安委員会に認定された者であること。

3 入札に参加する資格の確認

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出し、入札に参加する資格の確認を受けなければならない。資料を提出しない者又は入札に参加する資格がないと認められた者は、入札に参加できない。

- (2) 資料は次のとおりとする。

富山県知事からの物品等競争入札参加資格者決定通知書の写し

- (3) 資料の提出期間

令和3年4月15日から令和3年4月28日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとする。ただし、競争入札参加資格審査を現に申請している者にあつては、前記(2)の資料は、入札書提出時とする。

- (4) 資料の提出場所

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部交通部交通企画課庶務係

電話076-441-2211

- (5) 資料の提出方法

直接持参すること。

- (6) 入札参加資格の確認の結果

入札参加資格の確認の結果は、令和3年5月7日までに申請者に通知する。

なお、提出した資料等に関し、契約を担当する職員から説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(7) 入札参加資格がないと通知された者に対する理由の説明

前記(6)により入札参加資格がないと通知された者は、その理由について説明を求めることができる。この場合、説明を求める旨を記載した書面を前記(4)の提出場所へ令和3年5月11日までに提出しなければならない。

回答は令和3年5月17日までに文書で行う。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部交通部交通企画課庶務係

電話076-441-2211

(2) 入札説明書の交付方法

令和3年4月14日から同年4月22日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において交付する。

(3) 入札書の提出期限

令和3年5月20日 午前10時50分

(4) 入札書の提出方法

直接持参すること。

5 開札の日時及び場所

(1) 開札の日時

令和3年5月20日 午前11時

(2) 開札の場所

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部2階 206会議室

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した競争入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、受託に要する一切の費用を見積もるものとする。
- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、前記3の資料等の審査の結果、この公告及び入札説明書に示した業務を遂行できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。

特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非

営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和3年4月14日

富山県知事 新 田 八 朗

1 申請のあった年月日

令和3年3月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人村おこし隊

3 代表者の氏名

中野 小百合

4 主たる事務所の所在地

富山県中新川郡舟橋村海老江 103番地

5 定款に記載された目的

この法人は、子供からご高齢者まで地域に住み続ける村づくりという課題に対して、伝統ある建物を後世に残し、村の歴史を知ってもらう憩いの場とする事業を行い、地域の活性化に寄与することを目的とする。

令和3年度狩猟免許試験の実施

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条に規定する狩猟免許試験を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第51条第2項の規定により公示する。

令和3年4月14日

富山県知事 新 田 八 朗

1 試験の日時等

	日 時	場 所	申請期間
第1回	令和3年6月20日（日） 午前10時から	富山県民会館 （富山市新総曲輪 4番18号）	令和3年5月17日（月）から 同年6月2日（水）まで

第2回	令和3年8月28日(土) 午前10時から		令和3年7月20日(火)から 同年8月4日(水)まで
第3回	令和4年2月25日(金) 午前10時から		令和4年1月19日(水)から 同年2月9日(水)まで

2 受験手続

狩猟免許申請書を富山県生活環境文化部自然保護課又は最寄りの富山県農林振興センターに提出すること。

3 その他

詳細については、富山県生活環境文化部自然保護課又は最寄りの富山県農林振興センターに問い合わせること。

令和3年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第2項の規定による狩猟免許の更新に係る適性試験及び同条第4項に規定する講習を次のとおり実施するので、公示する。

令和3年4月14日

富山県知事 新 田 八 朗

1 適性試験及び講習の日時等

	日 時	場 所	対象地区
第1回	令和3年7月31日(土) 午前9時から	テルシビル (射水市沖塚原 747番地1)	高岡市、小矢部市
第2回	令和3年7月31日(土) 午後1時から		氷見市、射水市
第3回	令和3年8月1日(日) 午前9時から	富山県総合体育センター (富山市秋ヶ島 183番地)	富山市(旧町村部)、 中新川郡
第4回	令和3年8月1日(日) 午後1時から		富山市(旧市部)
第5回	令和3年8月7日(土) 午後1時から	砺波まなび交流館 (砺波市栄町 717番地)	砺波市、南砺市

第6回	令和3年8月8日(日) 午前9時から	魚津市ありそドーム (魚津市北鬼江2898番地3)	魚津市、滑川市、 黒部市、下新川郡
第7回	令和3年8月30日(月) 午後1時から	富山県総合体育センター (富山市秋ヶ島 183番地)	上記各回の 未受験・未受講者

2 受験手続

狩猟免許更新申請書を令和3年6月11日(金)から令和3年6月29日(火)までの日(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までの間に富山県生活環境文化部自然保護課又は最寄りの富山県農林振興センターに提出すること。

3 その他

詳細については、富山県生活環境文化部自然保護課又は最寄りの富山県農林振興センターに問い合わせること。